



## 著作権と病院図書館

飯田 育子

### I. はじめに

病院図書館で扱う資料のほとんどは著作物であり、図書館が提供する各種サービスは著作権を常に意識する必要がある。患者図書館サービスも同様である。最近、著作権者の権利意識が高まっており、著作権をめぐる論議が活発になってきているが、図書館員も業務を遂行する上で、一層著作権を理解する必要があると思われる。本稿では、著作権と病院図書館サービスとの関連について述べる<sup>1)</sup>。

### II. 著作権

#### 1. 著作権法

著作者の権利を守る法律が著作権法<sup>2)</sup>である。1970年(昭和45年)に制定された現行著作権法の第1条では「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」と規定している。

第2条で、著作物とは「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」、著作者とは「著作物を創作する者」と規定している。著作物の種類には、小説、論文、脚本、講演、楽曲、地図、絵画、写真、映画、データベース、コンピュータ・プログラムなどが含まれる。原則的に著作者が著作権者となるが、後述のように著作権は部分もしくはその全部を譲渡可能で

あり、譲り受けた権利を持つものが該当する著作物の著作権者となる。また著作権に関することは、文化庁が対応している。

#### 2. 保護を受ける著作物と保護期間

##### (1) 保護を受ける著作物

著作権法で保護を受ける著作物は、①日本国民が創作した著作物、②最初に国内において発行された著作物、③国際条約によりわが国が保護の義務を負う著作物である。

世界各国はさまざまな条約を結んで、お互いに著作物を保護している。日本が批准している、ベルヌ条約(文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約)、万国著作権条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)、著作権に関する世界知的所有権条約(WIPO著作権条約)のいずれかに加入している国の著作物であれば、すべて日本国内において保護の対象となる。これらの国際条約は、「無方式主義」(万国著作権条約以外の条約で採用され、保護を受けるための登録、作品の納入、著作権の表示などいかなる方式も必要としない、という原則)と「内国民待遇」(自国民に与えている保護と同等以上の保護を条約締結国民に与える、という原則)を採用している。

##### (2) 保護期間(財産権の場合)

著作物を「創作した」時点で自動的に著作権が生じ、保護期間は原則的に著作者の「生存している期間+死後50年間」(第51条)で、映画の著作物は「公表後70年」(第54条)である。保護期間が消滅した著作物は自由に利用できる。

#### 3. 著作者の権利

著作者の権利には、著作者人格権と著作権

いいた いくこ：浜松赤十字病院 図書室

(財産権)がある。公表された著作物を他の人が利用する際には、著作者の許諾が必要である。

#### (1)著作者人格権

著作者人格権は著作者だけが持っている権利で3つあり、譲渡したり相続したりすることはできない。公表権(第18条)は、まだ公表されていない自分の著作物について、それを公表するか公表しないかを決定できる権利である。氏名表示権(第19条)は、自分の著作物を公表する時に著作者名を表示するか、表示するとすれば実名(本名)なのか変名(ペンネーム)なのか、などを決定できる権利である。同一性保持権(第20条)は、自分の著作物の内容や題号を、勝手に改変(変更・切除など)されない権利である。

#### (2)著作権(財産権)

著作権は財産的な扱いができる多くの権利から構成されており、譲渡や相続ができる。図書館サービスに関連する権利には次のようなものがある<sup>31) 4)</sup>。

##### i)複製権(第21条)

著作物を形のある物に複製することに関する権利である。複製とは単に複写(コピー)に留まらず、手書き、印刷、写真、録音、録画、データのアップロード、ダウンロード、スキヤニングなどが含まれる。

##### ii)上演・演奏権(第22条)

脚本の著作物を上演したり、音楽の著作物を演奏したり歌ったりするときに働く権利であり、上演・演奏を録音、録画したものの再生も含まれる。

##### iii)上映権(第22条)

著作物を公にスクリーンに映写(ディスプレイへの表示も含む)する権利で、映画の著作物において固定されている音の再生も含む。

##### iv)公衆送信権(第23条)

著作物を公衆向けに送信する権利で、無線、有線を問わず、あらゆる送信形態が対象になる。データベースのオンラインサービス、インター

ネットやパソコン通信におけるサーバやホストコンピュータへのアップロード、ファクシミリ送信、テレビ、ラジオ、有線放送などが含まれる。

##### v)口述権(第24条)

言語の著作物を、朗読などの方法により口頭で公衆に直接聞かせる場合に働く。口述権は、録音・録画したものの再生にも権利が働く。

##### vi)貸与権(第26条)

著作物を公衆に貸与することに関する権利で、単行本、雑誌、音楽CDなどを貸し出すときに働く。

##### vii)頒布権(第26条)

「映画の著作物」(映画、ビデオなど)の場合に限り、「譲渡」(公衆向けに譲渡することに関する権利)と「貸与」の両方を対象とする「頒布権」が付与されている。映画の著作物の複製物を販売(譲渡)したり、レンタル(貸与)したりするときに働く。

#### 4. 著作隣接権

著作権とは別に、実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者の権利である著作隣接権(第89条)がある。著作者によって創作された著作物は、そのままの形では公衆に伝達されない場合があり、実演家(俳優、歌手、演奏家など)の実演、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者の行為により伝達される。伝達が行われた時点で著作隣接権が自動的に生じる。

#### 5. 著作権の制限

著作物を利用する際には、著作権者の許諾を得ることが必要であるが、私的使用のための複製(第30条)、図書館等における複製(第31条、後述)、引用(第32条)、営利を目的としない上演等(第38条)では、著作権の制限規定を設け、許諾を得ずに著作物を利用することができる<sup>32)</sup>とされている。

私的使用のための複製では、個人または家庭内など限られた範囲内で利用する際には、複写機などで複製できるとされている。引用すると

きには、公表された著作物であること、著作物に他人の著作物を引用する必然性があることや、引用部分とそれ以外の部分の主従関係が明確であること、出所の明示（第48条）などの条件を満たす必要がある。また、営利を目的としない上演等（第38条）では、非営利で、無料・無報酬の場合、公表された著作物を著作権者の許諾を受けずに、上演、演奏、上映、口述を行ってもよいとされている。非営利・無料で貸与（映画の著作物の複製物を除く、本や音楽CDなど）を行うこともできる。また著作隣接権についても、著作権と同様に権利の制限規定が適用される。

### Ⅲ. 著作権と図書館サービス

病院図書館でのサービスを行う際、遵守しなければならない著作権には次のようなものがある<sup>5)</sup>。

#### 1. 複写

複製権（第21条）が働くが、第31条（図書館等の複製）の規定では、「政令で定める図書館等」が、利用者の調査研究のために、図書館で所蔵する公表された著作物を一人に一部提供する場合は、著作権者の許諾を得ることなく所蔵資料の複製をすることを認めている。

単行本では、複写範囲は著作物の半分以下となる。定期刊行物の場合、「発行後相当期間を経過したもの」だけが、1論文全部の複写ができる。制限規定の対象は、紙媒体だけでなく電子媒体のものも含まれる。ただし、映画の著作物が含まれる場合は、頒布権（第26条）が働き、利用者に手渡す際に著作権者の許諾が必要である。電子ジャーナルは、買い取り契約でなければ、図書館の所蔵資料とはならない。出版社との契約内容によっては、最新号の1論文でさえも複写できる場合がある。インターネット情報も図書館の所蔵資料ではないので、第31条の「複製」の要件を満たさない。

保存のための複製や、絶版などで入手困難な資料を他の図書館の求めに応じて複製すること

は認められている。保護期間が消滅したもの、法令、通達、判決文などについては自由に複写できるとされている。

#### 2. 貸出

貸与権（第26条）が働く。紙媒体の雑誌・単行本と音楽CDの場合、第38条の権利の制限規定で非営利・無料であれば貸出できる。電子媒体では映画の著作物の複製物以外は貸出できるが、購入時の契約に注意する。映画の著作物の複製物については、貸出を行うことができる施設が限定されているほか、著作権者に補償金を支払う必要がある。図書館での館内貸出は、著作権法の「貸与」に該当しないとされている。

#### 3. 閲覧

公にディスプレイ等へ著作物を表示する行為は、第22条の上映権に抵触する恐れがあるが、非営利・無料の閲覧は、第38条の上映権の制限で利用できるとされている。紙媒体の著作物の閲覧は、著作権法の権利の対象ではないので自由に行うことができる。

#### 4. レファレンス

回答文書に複写文献を添付するなど、著作物を利用して回答できるのは、第32条の「引用」の要件を満たしたり、法令、通達、判決文などを利用したり、著作権の保護期間が消滅している場合などに限られる。事実だけの回答には著作権は及ばないとされている。

#### 5. 相互貸借

著作権法上では、文献複写の相互貸借に関する規定はない。しかし複写行為で複製権（第21条）が働く。また、ファックスや電子メールで文献を送信する際には、公衆送信権等（第23条）が関わるので慎重に対処しなければならない。

#### 6. 患者図書館サービス

##### (1) 対面朗読、読み聞かせ

口述権（第24条）が働くが、第38条の権利の制限規定で、小児病棟での読み聞かせや対面朗読が可能である。

##### (2) 視聴覚資料の上映

インターネット画面のディスプレイ、視聴覚資料（上映禁止となっている映画の著作物を除く）の上映には上映権（第22条）が働く。非営利・無料の場合、第38条の権利の制限規定により上映できる。

### (3) BGM

ロビーや室内などで市販の音楽 CD を BGM として流すことには、上演・演奏権（第22条）が働くが、第38条の権利の制限規定により、非営利・無料の場合は許諾を得ずに行うことができる。

### 4) 院内コンサート

上演・演奏権（第22条）が働く。ボランティアなどにより、非営利・無料で演奏等が行われる場合は、第38条の権利の制限規定により許諾を得ずに行うことができる。また、レコードや CD を使った院内コンサートも同様に行うことができる。

## IV. 著作権法第31条と病院図書館

著作権法施行令第1条の3に、著作権法第31条の「図書館資料の複製が認められる図書館等」が適用される図書館が挙げられている。国立国会図書館、公共図書館、大学図書館等が第31条適用図書館となっていて、国立国会図書館以外では司書（または、それに相当する職員）がいることが条件になっている。

病院図書館では、国立東京第二病院図書室（現国立病院機構東京医療センター）と国立療養所東京病院図書室（現国立病院機構東京病院）の2つだけが、複写できる図書館として文化庁長官により指定されている。これ以外の病院図書館は政令で定める図書館等に入らないので、第31条による複製はできないとされている。今年の9月に「近畿病院図書室協議会」と「医療系図書館員学びネット」が、文化庁著作権課に図書館指定の要件を照会したところ、次の事項が示された<sup>6)</sup>。

図書館指定の考慮事項（昭和46年2月1日）

1. 蔵書等から判断して、公益性の高い業務を行っていること。
2. 全国的規模又はこれに準ずる規模で業務を行っていること。
3. ある特定の分野における中心的機能を果たしていること。

上記を具体化すると次のようになる。

- ア. 独立した施設であること。
- イ. 一般に開放されていること。
- ウ. 専門書のセンター的役割を果たしていること。
- エ. 一定の部数の蔵書があること。
- オ. 一定程度の利用者があること。
- カ. 複写機器が施設内にあり、自己の管理下にあること。
- キ. 司書又はこれに相当する職員がいること。

## V. おわりに一今後に向けて

第31条の著作権の制限規定が適用されない病院図書館が著作権法に従ってサービスをする場合、所蔵資料を複写する際に著作権者から許諾を得なければならない。しかし、患者さんの生命にかかわる、緊急性の高い文献を扱う病院図書館で、利用者の要求に間に合うように著作権者に許諾を得ることには、時間的に無理がある。また、Evidence-Based Medicine (EBM)、インフォームド・コンセントの実践や、患者さんへの医学情報の提供にも、所蔵資料の複写が必要である。自館で所蔵していない資料は、病院図書館同士の相互貸借で収集・提供することになるが、ここでも複写に対し問題が生ずる。病院図書館がその使命を全うするためには、複写が自由に行えることが必要である。

病院図書館で所蔵資料の複写をできるようにするために、前述の2病院図書館以外の病院図書館も第31条適用の図書館になることが望ましい。2004年の8月に、文化庁が著作権法改正要望を関係者から募った。これを受けて、「近畿病院図書室協議会」と「医療系図書館員学び

ネット」では、病院図書館も複写ができる図書館として認めてもらえるように「著作権法改正要望書」<sup>7)</sup>を提出している。このように、病院図書館関連団体が協力して、病院図書館の重要性を広報し、図書館として認めてもらえるように活動していくことも大切であると思われる。

(本稿は、2004年10月9日に開催された、近畿病院図書室協議会第105回研修会での発表をまとめたものである。)

#### 参考文献

- 1) 文化庁. 著作権テキスト. [引用 2004. 11. 13]  
<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/frame.asp?ofl=list&id=1000002923&clc=1000000081> 9.html
- 2) 法庫. 著作権法. [引用2004. 11. 13]  
<http://www.houko.com/00/01/S45/>
- 3) 黒澤節男: 図書館と著作権. 医学図書館. 2003 ; 50 (4) : 325-30.
- 4) 谷澤滋生: 病院図書館に関わる著作権. 日本病院会雑誌. 2001 ; 48 (5) : 705-14.
- 5) 日本図書館協会著作権委員会編. 利用形態別の解説. 図書館サービスと著作権. 改訂版. 東京: 日本図書館協会; 2003. p. 131-163.
- 6) 飯田育子: 著作権と病院図書室. 日赤図書館雑誌. 2004 ; 11 (1) : 34-37.
- 7) 文部科学省. 関係団体からの著作権法改正要望について (提出団体及び個票) [引用 2004. 11. 13]  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/04093001/002/004-3.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/04093001/002/004-3.pdf)